



## 計量器（はかり） 定期検査の実施について

取引や証明に使用する「計量器（はかり）」は、『計量法』により2年に1度定期検査が義務付けられています。

ひょう量が250kg以下の機械式はかりについては、埼玉県計量検定所が次のとおり集合検査を実施します。

該当するはかりを使用しているかたは、必ずこの検査を受けてください。

前回（令和元年度）受検されたかたには、事前に通知を送付します。

新たにはかりの使用を始めた場合は、問合せ先までご連絡ください。



■日 時 6月11日(金)  
午前10時～正午、午後1時～3時

■場 所 美里町役場東側駐車場

### ■対 象

- ①商店・スーパーなどで商品の売買に使用するはかり
- ②工場、事業所などが原材料購入、製品の販売出荷に使用するはかり
- ③宅配便などの運送業者が貨物の運賃算定のために使用するはかり
- ④観光農園や農産物直売所で料金算定や量目表記のために使用するはかり
- ⑤学校、病院、保育所などで健康診断に使用するはかり など

■手数料 ひょう量 100kg以下 600円  
250kg以下 1,000円  
棒はかりと懸垂指示はかり 300円

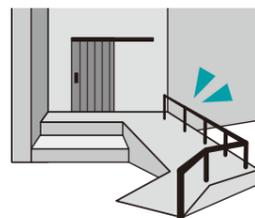
※なお、分銅・おもり付のはかりは、上記手数料のほか1個につき10円が加算されます。

■その他 電気（デジタル）式はかりとひょう量250kgを超える機械式はかりは、別途検査します。

問合せ＝埼玉県計量検定所 ☎048-652-2171  
農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

## 住宅改修資金補助事業について

町内商工業の活性化と町内居住者の住環境の向上のため、住宅改修工事費の一部補助を行います。自己が所有する住宅（倉庫などは除く）の改修工事に対し、1世帯につき1回限りご利用できます。



### 【対象となる要件】

- ・町内に居住し、住民基本台帳に登録されているかた
- ・工事金額が10万円以上（消費税を除く）であること
- ・町税などに滞納がないこと
- ・町内業者による住宅改修工事であること

### 【申請方法】

工事着工前に申請書に必要な書類を添え、農林商工課へ提出してください。

### 【交付方法・交付額】

改修工事完了報告後、対象となる改修工事金額の30%に相当する額（上限10万円・千円未満切捨て）を美里町商工会が発行する商品券「みさと元気チケット」で交付します。



ホームページ  
QRコード

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

## 美里町浄化槽設置整備事業補助金交付制度

### 補助金を利用して「合併浄化槽」へ転換できます

補助金 **最大73万円**  
※条件により異なります

#### ◎合併処理浄化槽にすると…

側溝などに排水される汚れが大幅に減少  
悪臭や害虫の発生を抑制し生活環境が向上



補助基数に  
限りあり!!

#### 対象となる地域

浄化槽整備区域と公共下水道整備区域内の未供用区域  
※公共下水道供用開始区域と農業集落排水整備区域は対象外です。

#### 対象となるかた

専用住宅で、単独浄化槽または汲み取り便槽を10人槽以下の合併処理浄化槽に入れ替えるかた  
※建築基準法第6条第1項に基づく建築申請を要する新築、増築、改築に伴う場合は対象外です。

問合せ＝上下水道課 下水道係 ☎76-1116

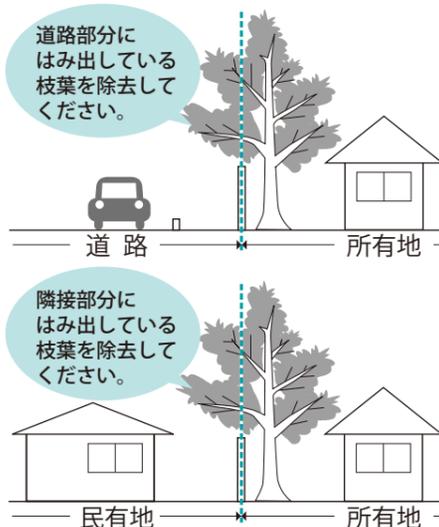
## 明るく住みよい住環境を目指して

道路や歩道あるいは隣地の樹木などがはみ出しているとの苦情が多く寄せられます。お互い「おもいやり」の気持ちを持って、所有地の適切な管理をお願いします。

所有地の外にはみ出している樹木類は、所有者が責任を持って切ってください。

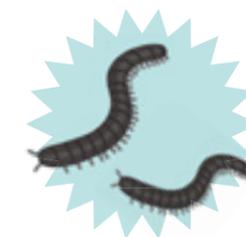
庭木や竹、雑草などが道路にはみ出し、見通しが悪くなっている箇所が多く見られます。町では、土地の所有者や管理者に伐採などの対応をお願いしています。通行の妨げになる前に、早めの対応をお願いします。

問合せ＝建設環境課 都市計画係 ☎76-5134



## ヤスデが発生しない環境を作りましょう！

ヤスデの大量発生による苦情が寄せられています。農作物や人に害をおよぼすことはありませんが、集団移動をしたり家の中に侵入したりすることから不快感を与えます。ヤスデは、湿度の高い草地や落葉の多い土壌、道端の側溝など、日当たりの悪い湿った場所を好みます。ヤスデの住みにくい環境を定期的に整備していきましょう。



問合せ＝建設環境課 生活環境係 ☎76-5134